

入札公告

消防学校学生管理システム開発業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 23 日

福島県消防学校長 境野 浩義

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防学校学生管理システム開発業務委託
- (2) 業務仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類別の業務について過去 5 年間のうちに履行実績がありかつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和 7 年 4 月 23 日（水）から令和 7 年 5 月 12 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 提出場所 〒960-2156
福島県福島市荒井字仲沢 7 番地
福島県消防学校 総務課
電話番号 024-593-1251
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。
ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和 7 年 5 月 12 日（月）必着とする。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所は3の(2)に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書は福島県消防学校ホームページからダウンロードして入手することができる。
- (2) 入札及び開札の日時 令和7年5月21日(水) 午前11時
- (3) 入札及び開札の場所 福島県消防学校 管理教育棟2階 会議室
(福島県福島市荒井字仲沢7番地)
- (4) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県消防学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県消防学校 総務課

電話番号:024-593-1251

ファクシミリ:024-593-2990

電子メール:syoubougakkou@pref.fukushima.lg.jp

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 （略）